

# 口座振替による納税

県では、納税に便利な預金口座振替制度を実施しています。この制度は、納期のたびに、ご本人の預金口座から自動的に振替納税ができる「自動振替制度」です。納付のために県税事務所や金融機関へ出向く手間がなく、便利で、現金を扱う必要が無いため安全です。また、納期限を過ぎてしまうことなく確実に納税することが可能です。

## 口座振替のできる税目

自動車税種別割と個人事業税です。

## 取扱金融機関

指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関の県内支店（P36 参照）です。

※ゆうちょ銀行は除きます。

## 利用できる方

上記の各取扱金融機関に預金口座のある方です。

※普通預金、当座預金または納税準備預金に限ります。

## 申込手続

最寄りの県税取扱金融機関窓口、福井県税事務所、嶺南振興局税務部および各県税相談室窓口に「県税口座振替依頼書」が用意してありますので、この用紙に住所、氏名、電話番号、預金口座番号、自動車の登録番号、課税番号（個人事業税の場合）などを記入していただき、ご提出ください。

### 《申込手続に必要なもの》

#### ●自動車税種別割

印鑑（預金通帳にご使用の印鑑）、預金通帳の口座番号の控え、自動車の登録番号の控え

#### ●個人事業税

印鑑（預金通帳にご使用の印鑑）、預金通帳の口座番号の控え、課税番号の控え

※個人事業税の課税番号は、「個人事業税納税（納付）通知書兼領収証書」に記載されています。

## 申込期限

●自動車税種別割：3月末まで

●個人事業税：6月末まで

※上記の期限を過ぎますとご提出された翌年度から口座振替が開始となります。なお、金融機関にご提出の場合、金融機関から県税事務所等へ郵送する必要がありますので、お早めにご提出ください。

## キャッシュレスでの納税

地方税統一QRコード（以下「e-L-QR」といいます。）のある全ての納付書でパソコン、スマートフォンを使ってキャッシュレスで納税ができます。いつでも、どこでも納付できるので大変便利です。

## 納付できる税目

全ての県税（e L-Q R、**eL** マークが印刷された納付書に限ります）

対応するスマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング

右記QRコードからご確認ください。



#### ①スマートフォン決済アプリによる納税

利用手続

スマートフォン決済アプリで納付書に印字されている QRコードを読み取り、手続を行ってください。

## ②クレジットカードによる納税

利用手續

地方税お支払サイトで納付書に印字されているe-L-QRを読み取り、またはe-L番号を入力して、手續を行ってください。

## 決済手数料

決済手数料（納税額1万円までは37円（税抜）、以降納税額が1万円増える毎に75円（税抜））が必要となります。なお、この手数料はクレジットカード利用に係るシステム利用料としてクレジットカード事業者にお支払いいただくものであり、福井県の収入となるものではありません。

### ③インターネットバンキングで納税する方法

利用手續

地方税お支払サイトで納付書に印字されているe-L-QRを読み取り、またはe-L番号を入力して、手続を行ってください。

なお、インターネットバンキング（情報リンク方式）、口座振替（ダイレクト方式）※、ペイジー番号発行の3種類の手續がご利用いただけます。

※「口座振替（ダイレクト方式）」は本書37ページ「口座振替による納税」とは異なります。

#### 【納付書の例】



※クレジットカード、インターネットバンキングによる  
納税はこちらからお手続き下さい

※ 注意 !!

キャッシュレスでの納税を利用した場合、領収証書や納税証明書は送付されません。

県の事務所（P36）やコンビニ、金融機関等の窓口ではキャッシュレスでの納税はできません。

口座振替（P37）の手続をされている方はご利用できません。